

令和5年度子どもの権利の学習後に寄せられた感想です。

※学年は当時のものです

【小学校6年生】

私は、権利は自分も大切だけど、他の人も自分と同じ権利を持っているから、他の人も大切に過ごしたいと思いました。また、自分らしく生きるという権利も知って、自分の意見や考えをしっかりと伝えることは、恥ずかしいことではないこともわかったので、これからは、失敗をおそれずに挑戦していきたいです。

【中学校1年生】

私は昔気に入らない子の悪口を言っていて、その一言だけで一つの人生を奪ってしまったりするかもしれないと思いました。すごく悪いことをしたなど今でも後悔と反省をしています。この授業は今まで何回もしてきて本当に人生において大事なことだと毎回思っています。自分や他人の命を大切に、気持ちよく生活できるようになりたいです。

【中学校2年生】

私は、他の人と意見が違うことに抵抗があります。なぜなら、他の人と意見が違うことで「何なのあの子?」「意味わかんない」と否定されるのが怖いからです。でも、一人の人間として、自分の意見を発言することは、恥ずかしいことではないと気づくことができました。一人一人の個性が尊重される権利がある青森市は子どもに寄り添ってもらえる素敵な場所だと思います。

【中学校3年生】

毎年、この子どもの権利条例を読んでいます。まだ発表することなどが全くできていません。ですがこういった権利が守られているということを示してくれるだけでもとても安心できます。いつでも自分と他の人の権利を守る行動ができるよう頑張りたいです。

学校や家族、友だちのことなどで困っているときは相談してください！

青森市子どもの権利相談センター

青森市 子どもの権利 相談 で検索

- ① 子どもの権利相談センターにきて話す
- ② 電話する 0120-370-642 (電話料金はかかりません)
- ③ ファックスする 017-763-5678
- ④ メールする ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- ⑤ 手紙を送る 〒030-0801 青森市新町1丁目3-7  
青森市子どもの権利相談センター

※原則、月～金 10:00～18:00  
(土日、祝日、年末年始はお休み)

# あなたに知ってほしい！！

## 子どもの権利のこと

### ～青森市子どもの権利条例～



あなたは、世界にたった一人の大切な人です。

青森市には、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいというおがいをこめた、「青森市子どもの権利条例」という市のきまりがあります。

【問い合わせ先】

青森市福祉部子育て支援課

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 青森市役所 駅前庁舎3階

TEL: 017-734-5320 FAX: 017-763-5678

(青森市子どもの権利条例は、青森市のホームページでも見るができます。)

青森市子どもの権利条例 で検索

## 「青森市子どもの権利条例」の大事な考え方は？



条例では、次のような考え方にもとづいて、子どもの権利を大切にすることを約束しています。

### ★「子どもの最善の利益」を優先します！

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考えます。

### ★子ども一人一人が権利の主人公です！

子どもは、大人に守られるだけの存在ではなく、自分の意見を言ったり、自分の権利を認めてもらうことができます。

### ★成長に合った、さまざまな支援が受けられます！

子どもは、一人一人の年齢や学年、発達の段階に応じた支援を受けることができます。

### ★ほかの人の権利も大切です！

子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、ほかの人の権利を大切にしなければなりません。

### ★子どもの権利を大切にするのは大人の役割です！

親や学校の先生、地域の人など、すべての大人は、子どもの権利を大切にしなければなりません。



相手を思いやる気持ちが大切だよ！！

自分と同じように、**相手にも権利がある**ことを忘れちゃいけないんだね。



11月20日は「青森市子どもの権利の日」

## みんなにはどんな権利があるの？

すべての子どもは、生まれたときから、**しあわせに生きるための権利**を持っているよ。子どもたちが、健やかに成長できるように、「**青森市子どもの権利条例**」では、子どもにとって大切な権利を次のように定めているよ！



### 安心して生きる権利

守ってもらえる！  
助けてもらえる！  
いじめられない！  
暴力・差別を受けない！  
相談できる！  
命が守られる！

### 豊かで健やかに生きる権利

遊ぶ！学ぶ！  
いろいろな体験をする！  
楽しい時間を過ごす！  
失敗しても何度でも  
チャレンジできる！

### 自分らしく生きる権利

ありのままの自分でいられる！  
安心できる居場所がある！  
プライバシーが守られている！  
自由に過ごせる時間がある！

### 意見を表明し参加する権利

知りたいことを教えてもらえる！  
自分の気持ちや考えを表現できる！  
自分に合った活動ができる！  
話し合いの場にいられる！

いま、不安だ、悲しい、苦しいと感じているとしたら、**安心して生きる権利が守られているとは言えません！**



自分の気持ちや考えをなかなか言えない…

自由な時間がない…